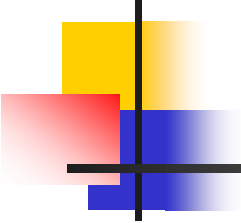


未定稿



# 地域主権時代の“新しい国のかたち” ～広域地方政府、基礎地方政府の充実～

平成22年3月31日

大阪府知事 橋下 徹  
(地域主権戦略会議議員)

# 提案の構成

## 地域主権時代の“新しい国のかたち” ～“中央・広域・基礎”、“融合から分離”へ～

<b>&lt;基礎地方政府の実現に向けて&gt;</b> . . .	1
* 市町村の「決定権」を拡大し“住民の安心” に責任	

<b>&lt;広域地方政府の実現に向けて&gt;</b>	
① モデル圏域の導入→全国展開	. . . 9
② 大阪・関西から全国へ	. . . 10

<b>&lt;市町村への権限移譲&gt;</b>	
① 大阪府の取組み	. . . 2
② 大阪府の取組み	. . . 3
③ 法定移譲に向けて	. . . 4

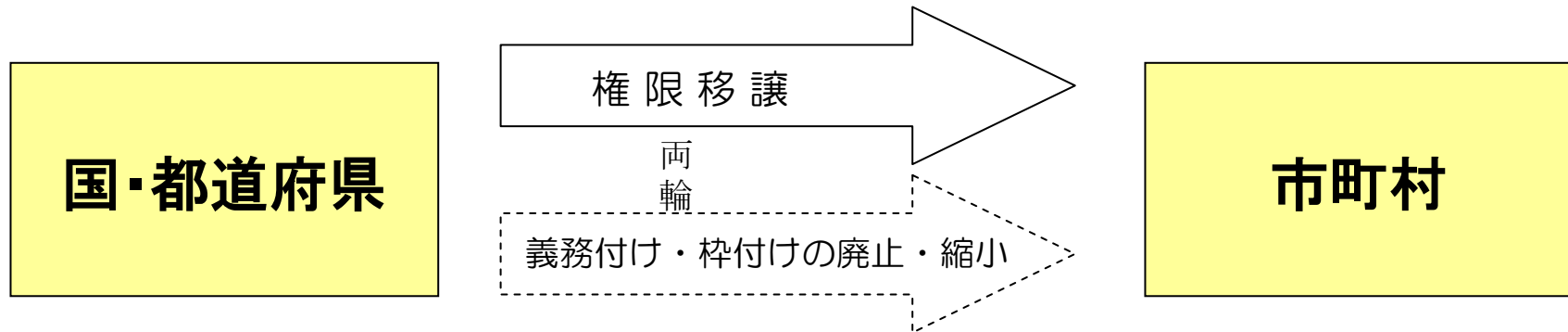
<b>&lt;市町村への権限移譲等から見える 論点 [集約]&gt;</b>	. . . 11
--	----------

<b>&lt;義務付け・枠付けの廃止・縮小&gt;</b>	
① 一括法案にとどまらない拡大を	. . . 5
② 省庁の抵抗は激しい	. . . 6
③ 公物の設置管理基準	. . . 7
④ 戦略的ターゲットづくり、 一般上書き権の導入	. . . 8

<b>&lt;新しい国のかたち&gt;</b>	
① 国と地方の役割分担	. . . 12
② 広域と基礎	. . . 13
③ 融合から分離へ	. . . 14
④ 分野ごとのイメージ	. . . 15
⑤ 地域の違いを認める	. . . 17

# 基礎地方政府の実現に向けて

市町村の「決定権」を拡大し、“住民の安心”に責任



「権限移譲」と「義務付け・枠付けの廃止・縮小」が両輪  
あわせて、市町村の体制整備

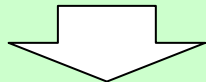
\* 市町村合併や市町村間での広域連携など・

単独の市町村では教員の採用・異動が困難  
→広域連携で対応

例えば

## 【福祉】

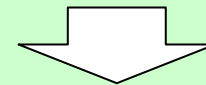
私立保育所の認可権限を府県から移譲  
保育所の施設基準の条例委任  
(職員配置、居室面積等)



市立保育所の運営等とあわせて  
地域ニーズにあった保育サービスを提供

## 【教育】

教職員人事権を府県から移譲  
学級編成基準等の条例委任



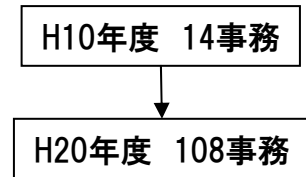
学校の設置・管理権限とあわせて  
市町村が一元的な学校運営

# 市町村への権限移譲（①大阪府の取組み）

2

## 〈これまでの主な取組み〉

- ◇H9…「大阪版地方分権推進制度」創設 市町村の自主的判断と選択による権限移譲
- ◇H12…地方分権一括法施行(事務処理特例制度の施行)
- ※H20.4.1時点で、移譲事務(条項)数は全国順位14位にとどまる(1位は広島県)



## H21.3「大阪発”地方分権改革”ビジョン」を策定 ⇒市町村優先を徹底し、権限移譲を進める

### 〈目標設定〉

- 全市町村に特例市並みの権限移譲を実現 (H21～H25 第1フェーズ)  
H22～24年で集中的取り組みを実施
- 大阪府でなくては担えない事務を除く全ての事務の市町村移譲を実現 (H25～H30 第2フェーズ)

- ⇒ 市町村が住民に身近な行政サービスを総合的に担う「市町村優先の徹底」
- ・ 市町村に思い切って権限を移譲。現行下で可能な手法で市町村への権限移譲を推進。
  - ・ 大阪から地方分権改革を発信し、国に地方分権改革を迫っていく。

### 〈協議段階〉

- 市町村に対するきめ細かな協議・調整
- 新たな支援措置の構築(財政措置・人的支援措置)
- 市町村間における広域連携の推進

⇒単独で事務を受けることが困難な市町村でも、特例市並みの権限移譲を進めるうえで有効な手法

### 〈実行段階〉

- 市町村ごとに「権限移譲実施計画(案)」を策定 (H22.3)
  - ・府が市町村に提示した事務のうち、3年間で平均75%の事務を受け入れ予定 (うち、1/3の事務は広域連携での受入れ)

※ H20.4.1時点の全国順位で言えば、移譲事務(条項)数は2位程度に増加(計画通りH24まで移譲実施した場合)

# 市町村への権限移譲（②大阪府の取組み）

## ＜権限移譲実施計画(案)の状況＞

■86事務を移譲（第1次勧告分にあたる60事務\*のほか、特例市権限の一般市等移譲26事務）

※ 第1次勧告のうち実現には法改正を要するものを除く

各市町村毎に見ても、H22～H24の間で平均75%の事務を移譲予定。

移譲事務例) 身体障がい者手帳の交付、社会福祉法人の設立認可、開発行為の許可、屋外広告物の許可、大規模小売店舗新設の届出、高圧ガス保安法に基づく許認可 など

特例市権限) 造成宅地防災区域の指定、水質汚濁防止法・土壌汚染対策法事務 など

■権限移譲の受け皿としての広域連携体制の構築（今回移譲予定事務の1/3は広域連携で受入れ）

⇒ 合併を待たずとも、市町村のやる気と工夫で体制づくり可能（→究極的には市町村の再編へ）

○豊能地域（池田市・箕面市・豊能町・能勢町）

○南河内地域（富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤坂村） など

## ＜豊能地域における広域連携＞

移譲予定の事務作業を集約させるために、2市2町で共同処理センターの設置を検討

### ＜事務処理方式＞

○集中処理

共同で課を設置して移譲事務を行う。

○分担処理

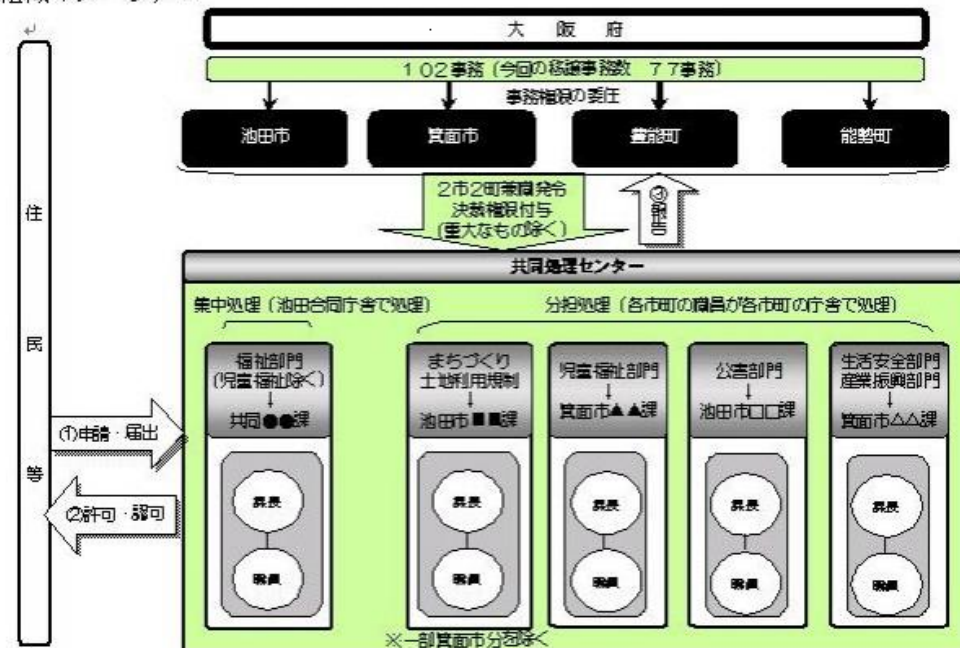
各市町の既存部署で移譲事務を行う。

【参考 構成市町村の人口・職員数（人）及び移譲事務受入率】

市町村名	池田市	箕面市	豊能町	能勢町
住基人口 (H21.3末)	102,320	125,515	23,631	12,600
全職員数 (H21.4.1)	1,211	1,464	258	127
移譲事務受入率 (市町村受入数/府 提示事務数)	92.1%	92.1%	92.0%	88.2%

(組織イメージ)

(箕面市 平成21年12月14日記者発表資料より抜粋)



# 市町村への権限移譲（③法定移譲に向けて）

4

■現政権(民主党)の考え方 ⇒ 基礎自治体への権限移譲を積極的に推進する立場  
「住民に一番身近な基礎自治体を重視」「基礎自治体への権限移譲は地域主権改革の1丁目1番地」

## ■課題

住民の安心を支える基礎地方政府に相応しい事務(権限)の充実を図るべき

\*福祉や教育などの住民に身近な行政サービスは、基礎地方政府へ

### 現行制度下での権限移譲

- ・ 単独での事務移譲の受け入れが困難な場合があるが、府内市町村では、広域連携体制を構築するなど、積極的に権限移譲を受入
  - ・ 合併進展や特例条例による移譲が進展し、行政体制や行政の役割が変化しているのに、法令上の役割分担は変わらず、責任の所在が不明確
  - ・ 特例移譲の際の財源措置は、各都道府県の判断にゆだねられ、考え方に差異
- ⇒ 特例条例による権限移譲の進展を踏まえ、市町村まかせでなく、国として市町村のやる気と工夫を引き出し、権限移譲を推進

### ◎法令による権限移譲を推進するべき

- ⇒ 基礎地方政府は、責任をもって、その役割に応じた事務を実施すべき
- ⇒ 「国と地方の協議の場」において、市長会・町村長会と具体的な協議
- ⇒ 第1次勧告を踏まえ、法令による権限移譲を、地域主権戦略大綱に明記すべき

【参考】地方分権改革推進委員会 第1次勧告（H20.5.28）

条例(事務処理特例制度)による  
権限移譲の進展を踏まえた勧告

- \* 都道府県から市町村への法令による権限移譲を進める
- \* 広域的な連携の仕組みを積極的に活用することで、64法律、359の事務権限を移譲
- \* 事務内容に応じ、移譲先を「中核市」「特例市」「市」「市町村」などに分類